

事例研究～中国ビジネス法務

(第97回)

現法の清算組の適切な体制構築とメンバーの選定を
平穩で安全な撤退を保証するために

北京市大地律師事務所／日本部
パートナー弁護士法学博士 熊琳



中国では「会社法」などの法律の規定により、現法が清算段階に入った後は、清算組が会社の清算手続き全体を指揮し、会社財産の接収管理を行い、清算業務を行うこととなります。独資であれば、株主間で利益が衝突することは少ないため、清算組は株主の意思にほぼ合致した清算活動を展開することが可能です。しかし、合弁の場合には、多くの問題についての見方が日中双方の株主で異なり、見解の相違によって清算がこう着状態に陥ることも珍しくはなく、清算手続きが大幅に遅延してしまったり、場合によっては何年も清算を完了できなくなってしまうケースもあります。

今回は、清算が頓挫してしまう局面をいかにして打開するかについて、簡単に説明いたします。

◇合弁企業の清算がこう着状態に陥ってしまったケース

A社は、日系企業のB社と中国国内資本企業のC社が共同出資で設立した日中合弁企業である。所属している業界が不景気となった影響を受け、赤字経営が何年も続いたため、やむを得ずA社の董事会で中途解散を決定し、会社の解散に関する手続きを行うこととなった。

A社を解散した後、日中双方の株主が任命した代表により、清算組を立ち上げて清算業務を執行することとなった。清算を進める中で、A社に残された固定資産(中国側は買い取りたい意向)の処分価格について、清算組のメンバー同士で合意することができず、清算はこう着状態に陥った。中国側は、すでに市場価値を失った固定資産は廃棄物として処理すべきであると主張し、日本側は固定資産を帳簿上の残余価格に基づき処理すべきであると主張した。

長期に及ぶこう着状態を打開すべく、日中双方の株主で協議を行い、それぞれが弁護士に解決への参与を委任することとなった。資格をもつ資産評価会社にA社の残余固定資産を評価してもらい、その評価結果を処分価格の根拠とするという弁護士からの提案を日中双方の株主が受け入れたことで、事実上日本側に有利な結果となり、こう着状態が打開されて清算プロセスを再開できるようになった。

◇清算組の体制構築とメンバーの選定が極めて重要

現法を中途解散した場合、法により15日以内に清算を開始しなければならないとされており、会社を解散してから清算組の体制について検討したのでは、とても間に合いません。このため清算組の体制及びメンバー構成などについては、会社解散の決定段階(もしくはより早く)から協議を行い、決定しておくべきであり、留意が必要です。

清算組の体制を構築するに当たり、次の4点がポイントとなります。

1. 協議の順序: 日中双方間のスムーズな対話を確保する。日中双方で考え方や物事の進め方が一致するとは限らないため、日本側が提示する話し合い要請に対し、中国側がおざなりな対応をとったり、不満を呈することすらあり、協議の順序を設定する上で、スムーズに対話できるメカニズムを確保することが日本側にとっては非常に大切となる。
2. 意思決定体制: 清算組にとっての重大事項について、合法的、合理的、効率的、安全な議決方法など、意思決定の体制を確立する必要がある。
3. 紛争解決のメカニズム: これは特に重要な点であり、紛争の長期化やこう着を避けるため、積極的な交渉のほかに、第三者による効率的な解決メカニズムを持つことが必要となる。例えば、仲裁により解決することで、訴訟に比べ短期間で解決が望める。

4. 清算業務を執行するメンバーの選定: まず、清算組メンバーの選定が最も重要となる。総合的に考慮すると、清算組メンバーは、本社の株主と外部の専門家により構成されることが望ましい。清算組メンバーにより、会社資産が横領されたり違法に処分されるなどの不正行為が起きることのないように、相互に監督・けん制できる体制を整えておかなければならない。また清算には法律や財務に関する高度な専門的知識や経験が必要となるため、(清算組のメンバーまたは顧問として) 弁護士、会計士を参加させることも必要となる。

これらのほかに、会社の資産、債権、債務などの状況を十分調べ明らかにするという任務に堪えるような、総務、財務面の実務能力の高いメンバーを、清算組とは別に選任して現法に残す。これらのメンバーとは労務契約を締結してインセンティブを与え、弁護士のサポートのもと業務に当たらせることで、短期間で具体的実務をスムーズに遂行することが可能となる。

◇日系企業へのアドバイス

会社の清算では、会社を設立する場合に比べて、難しさ、複雑さ、所要時間などがいずれも桁違いに増すため、一度こう着すると清算を前に進めることが難しくなってしまいます。このため、事前に有効な清算組の体制を構築するとともに、株主の意思決定が確実に通るように清算組メンバーを選定することが、清算プロセスのスムーズな進行を保障するうえで大変重要になるものと思われます。

VWブランドの8月世界販売9.3%増加=中国10%増

【フランクフルト時事】自動車大手フォルクスワーゲン(VW)が11日発表したところによると、8月の乗用車VWブランドの世界販売台数は前年同月比9.3%増の49万5200台となった。西欧を除く全主要地域で伸びた。

西欧の販売は4.4%減の8万5600台。地元ドイツでディーゼル車の売り上げが落ち、カンパニーカーのリース契約延長のあおりも加わり、販売が11.2%落ち込んだことが響いた。ドイツを除くと1.2%増を確保した。

一方、中東欧はロシア(16.1%増)にも支えられて14.1%増の1万9700台、南米はブラジルの急回復(91.8%増)を背景に68.1%増の4万0500台、最大単独市場国の中国は10.0%増の26万5400台、米国は9.0%増の3万2000台だった。

中国・経済

中国ビットコイン禁止報道、状況なお不透明=取引所、明確化待つ

【上海、北京ロイターES=時事】中国政府がビットコイン等の仮想通貨取引を禁止するとの報道を受け、同国の大手取引所は状況が明確化するのを待っている状態だ。一方、11日のビットコイン相場はおおむね安定している。

取引所「OKコイン」と「火幣(フオビ)」の広報担当者はロイター通信に、報道について話せることはないと言った。

ある関係筋は、政府が仮想通貨取引を禁じる方針であることを認めた。

11日時点のビットコイン相場は、1.3%安の1ビットコイン=4170ドル。2日には、約5000ドルと史上最高値を付けていた。

香港の取引所ビットメックスのハイエス最高経営責任者(CEO)は「当局からの発表が待ち望まれている」とした上で、相場下落が比較的小幅にとどまっているのは、報道の受け止め方が割れていることを示していると指摘した。

中国では近年、仮想通貨の取引が過熱している。背景には、かつて取引所が投資家や投機筋を惹きつけるために手数料無料での取引を提供していたという事情がある。しかし当局は1月から監視を強め、手数料の設定や投資家の身元確認などの規制強化を進めていた。